

第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）への意見

2015年9月14日 新日本婦人の会

<「素案」全体について>

1. 第3次基本計画で掲げられた「2020年までに指導的地位に女性30%」などの目標の大半が達成されず、日本のジェンダー平等の状況は国際水準に大きく遅れたままである。しかし「素案」に示された各分野の「具体的取組」は「検討する」「支援する」「働きかける」「普及する」など、計画の主体としての国の責任があいまいである。現状の打開へ、遅れの原因を分析し、抜本的で具体的な施策を打ち出すべきである。
2. 第4次男女共同参画基本計画が日本国憲法と女性差別撤廃条約等国际規範や国際合意にもとづくものであるとの立場が弱い。民法改正や賃金格差是正、日本軍「慰安婦」問題解決など、国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告されながらまったく進展していない課題について、改善への確固とした政治的意思と具体的手立てを明記すべきである。
3. 「素案」では、「平等・開発・平和」の文言が消え、とりわけ平和の分野が後退していることは重大である。政府は、1999年の男女共同参画基本計画で、日本の取り組みは「国連を中心とした『平等・開発・平和』という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ」とし、第2次、第3次まで「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」を掲げてきた。また、戦争放棄の憲法9条のもとで70年間戦争をすることなく歩んできたことは、日本の最大の国際貢献であり、ジェンダー平等推進の土台でもある。現在政府が憲法に違反し、国民の大多数が反対している戦争法案を推し進めようとしていることは逆行であり、平等の名のもとに女性自衛官の採用・登用の拡大を盛り込むべきではない。今後も「平等・開発・平和」と憲法の平和主義を貫いていくことを明記すべきである。
4. 「素案」には、安倍政権の新自由主義の経済政策や復古主義が色濃く反映されている。「女性が輝く社会」を強調しつつ、生涯派遣労働を押し付ける派遣法改悪や労働基準法の改悪を前提にした施策が記述され、企業優先の「成長戦略」のための「女性活用」が懸念される。また、家族の形態が多様化しているもとで「家族の日」や「家族の週間」の導入を盛り込むなど、復古主義の家族観が透けて見える。これらは、自民党の改憲草案と重なるものであり、ジェンダー平等推進を阻害しかねない。

<第1部「基本的な方針」について>

- ◇第4次基本計画が、日本国憲法と女性差別撤廃条約等国际規範や国際合意にもとづくものであること、同条約や国連女性差別撤廃委員会の最終見解に示された勧告を全面実施し、固定的役割分担意識や性にもとづく偏見・差別のない社会を実現すること明記すること。
- ◇国連が掲げている「2030年までに50/50の社会実現」との目標に見合った、期限を明確にした数値目標と達成への具体的手立てを明記すること。
- ◇「女性活躍推進法」や「すべての女性が輝く政策パッケージ」が、現状改善と事実上の平等を進めるものとなるよう、具体的な課題と施策を明記すること。「3社会情勢についての認識」の(1)にある「経済の好循環」が生まれつつあるとの記述は、生活実態とかけ離れており、その一文全体を削除すべきである。

第2部政策編

I あらゆる分野における女性の活躍

1、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- ◇「働き方改革」として長時間労働の削減への抜本的施策を打ち出すこと。「残業代ゼロで働かせ放題」となり、労働時間がさらに長くなると反対の声があがっている労働基準法の改正を前提にした記述は論外であり、削除すること。
- ◇男性中心型労働慣行等の変革の中心課題は、男性の意識の改革ではなく、男女がともに仕事と生活を両立しつつ、個性と能力を發揮して活躍できるよう整備を進めることである。長時間労働の規制、労働条件の均等待遇、男女賃金格差の是正、児童手当の拡充、教育費の軽減など抜本対策を明記すること。結婚・妊娠・出産での不利益扱いを防止し、男女とも育児休業を取得できるように所得保障、子どもの対象年齢の引き上げ、不利益扱い規定の実効性確保、違反への罰則規定を盛り込んだ法改正を打ち出すこと。
- ◇家事・育児・介護などへの男性の参加を高めるには、男性の理解や企業の意識啓発の促進にとどまらず、企業に対し長時間労働是正や法順守の徹底など社会的責任を強く求め、そのための法整備を打ち出すこと。以上のことを公務の職場から率先して進めること。
- ◇保育所は施設・人員配置など基準を緩和せず、国と自治体の責任で認可保育所の増設・拡充を明記すること。
- ◇子ども・子育て新制度で学童保育事業への補助金が交付金に代わり、市町村の条例化が必要になるもとで地域格差が広がらないよう、学童保育の最低基準の引き上げや指導員の待遇の抜本的改善など、国と自治体の責任で親の労働権を守り子どもの健全な発達を保障する学童保育の実現を明記すること。
- ◇家族介護の負担が女性に強いられている現状の改善が急務である。介護報酬の引き下げや、介護度の低い人を公的支援対象や特別養護老人ホーム待機者の対象から外したり、2025年までに37万の病床削減で30万人を在宅へ移行するなどの計画を中止し、公的支援の強化を盛り込むこと。
- ◇税制や社会保障制度等について「働きたい人が働きやすい中立的な」ではなく「性に中立的な」ものとする。社会保険料控除や配偶者控除等を女性の就労を抑制しているとして廃止・見直しを行なうとしているが、控除等の廃止・見直しではなく、男女差別賃金の是正と賃金の大幅引き上げや同一労働同一賃金の原則確立など、女性が自立できる基盤を確立する施策を盛り込むこと。

2、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ◇「202030」の目標が達成されていない原因は、国民の理解の不足ではなく、国、自治体、企業などそれぞれの主体的取り組みが不十分だったとの認識に立ち、教訓を明記すること。
＜目標＞の「女性の就業率も増加するなど社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており」との記述は、女性の中での非正規化の急増や貧困化などの現実とのギャップが甚だしく、削除すること。
- ◇選挙制度の抜本的改正が不可欠である。女性の進出を阻んでいる小選挙区制をやめ、民意を公正に反映する比例代表中心の選挙制度への改革、選挙活動の自由を抑制している公職選挙法の抜本的見直し、さらに政治を買収する企業・団体献金、政党や政治家の劣化をもたらしている憲法違反の政党助成金の廃止を盛り込むこと。地方議会、特に都道府県議会での女性議員の割合引き上げへ、選挙区定数1~2という準小選挙区制の見直しも明記すること。
- ◇国会や地方議会での両立支援体制の整備について言及したことは前進だが、議会で性差別や女性蔑視が横行している現状の解決が急務である。議会や自治体など公職者の研修、人権教育を通じ

ての意識改革、性差別を禁止する法整備など具体的手立てを盛り込むこと。

- ◇職員女性が多く働く職場でもある公務への市場原理の導入や非正規化をやめ、意思決定への女性の登用の大幅な引き上げへ、国のイニシアチブを明記すること。「夏の生活スタイル変革」(ゆう活)は生活実態や保育所の体制などにあつておらず、やめるべきである。
- ◇審議会の女性委員比率引き上げへ、広く女性団体からの推薦や公募による採用など民主的で透明性ある選定方法への改善を追加すること。
- ◇非正規で働く女性への均等待遇や支援などの施策を盛り込むこと。働く女性の約6割が非正規という現実を放置しては「女性活躍推進法」が女性の中での格差を広げる結果になりかねない。非正規は極力減らす方向性を打ち出すこと。

3、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ◇「女性活躍推進法」が成立(2015年8月)したもつで、従業員300人以下の企業などへの対応を検討するとともに、女性労働者が正規雇用や昇格・昇進から排除される仕組みを是正する有効な手立てを盛り込むこと。
- ◇「女性の活躍」を掲げるのであれば、財界いいなりの労働法制改悪をやめ、正規が当たり前の雇用に、違法なサービス残業の規制、1日8時間、週40時間労働、所定外労働時間は月45時間、勤務間インターバル制度、夜勤・深夜労働の短縮など、実効ある労働時間短縮策を打ち出すこと。
- ◇男女賃金格差や、コース別雇用管理、雇用形態等の違いによる間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブアクションの義務化などの法整備、均等待遇の実現へ男女雇用機会均等法の抜本的改正を明記すること。
- ◇女性労働者の3分の1が年収114万円未満、半数近くが200万円以下、母子世帯の貧困率が5割超、女性が多くを占める看護師、保育士、介護労働者が低賃金の現状是正へ、中小企業支援対策とともに最低賃金1000円以上への引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立など、雇用・労働政策の抜本的改善を盛り込むこと。
- ◇女性の解雇や内定取り消し防止へ、解雇4要件を緩和せず、解雇規制の法整備を打ち出すこと。失業対策・給付改善、生活保障付の職業訓練の強化、マザーズハローワークの拡充などの就労支援を明記すること。
- ◇労働災害、「過労死」、自殺、「心の病」の改善へ、長時間労働の一掃、必要な人員の確保など具体的対策を講じるよう企業への指導・勧告の強化を打ち出すこと。
- ◇セクシャルハラスメント防止の措置義務違反の企業への制裁措の強化、パワーハラスメントも含め防止や禁止の法整備を明記すること。
- ◇多様な働き方の普及・推進として言及している改正労働者派遣法は、現行の派遣労働への規制を事実上撤廃するもので、「生涯派遣、正社員ゼロ」につながり、「女性の活躍」を阻害する。削除すべきである。
- ◇多様な働き方の名で導入される限定正社員制度は、他の正社員との労働条件上の差別をしないことを明記すること。
- ◇家族介護の負担が女性に強いられている現状の解決へ、介護報酬の引き下げ、介護度の低い者の公的支援対象や特別養護老人ホーム待機者からの対象外し、2025年までの37万床の病床削減による30万人在宅への移行などの中止と、公的支援強化を盛り込むこと。
- ◇労働基準監督官の増員や都道府県労働局・雇用均等室、担当部局の拡充など労働行政の体制の拡充・増員を打ち出すこと。
- ◇自営業や農業女性の労働を正当に評価し、働き分を必要経費として認めるよう所得税法56条の廃止、傷病手当・出産手当等の休業補償など健康保険制度の改善を盛り込むこと。

4、地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- ◇「地方創生における女性の活躍推進」の項をたて「地方創生に当っては、女性の活躍が鍵」と強調しているが、今日の人口減少や地方の衰退を招いた原因と対策が明確でない。農業や地場産業をこわし、一極集中政策をすすめ、「三位一体改革」で地方交付金を約 3 兆円削減してきた政策の全面的見直し・転換を打ち出すこと。それなしに「まち・ひと・しごと創生」も「女性の活躍」も現実性がなく、地域に住み続けることさえ困難になる。「自治体消滅」などの脅しで、サービスを集約化し「周辺」部を切り捨てる「地方創生」では、若い女性の地域ばなれはいつそうすすむ。
- ◇農業の圧倒的多数を占める家族農業において女性は重要な担い手であり、国連も推奨している家族農業の振興を図ることを盛り込むこと。政府は家族農業の経営を困難にする TPP 交渉や農業協同組合解体をすすめ、農地法および農業委員会を変えて農業への企業参入を図ろうとしている。家族農業の衰退は女性の雇用喪失、持続可能な食料生産、環境保全、地域コミュニティや地域文化の維持発展を阻害する。
- ◇女性の食の安全への関心が高まるなか、食料主権や経済主権を脅かす TPP 交渉からの撤退、先進国最低の食料自給率（39%）の向上を盛り込むこと。政府は食料自給率向上を放棄し、わが国独自の食の安全や環境基準を引き下げる TPP 交渉を進めている。世界的な人口増加や異常気象が進行するなか、他国への食料依存を高めるべきではない。
- ◇環境問題での国際的視点が欠落している。人類の生存がかかる緊急重要課題である地球温暖化と気候変動の防止で、日本政府が 12 月の COP21 へ積極的な温室効果ガス削減目標を持つことを盛り込むこと。「環境」は第 2 次男女参画基本計画で新たに掲げられ、第 3 次計画でも地球環境問題の解決が掲げられていたが、今回は見あたらず、後退している。女性と環境が強調されたリオ会議から 20 年、2012 年には国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開かれ、今年の国連総会でも新たな開発目標が論議されるなかだけに重要となっている。
- ◇「原発ゼロ」を決断し、すみやかに省エネ・再生可能エネルギー中心にシフトすることを盛り込むこと。原発依存からの脱却へ女性は願いを強めている。政府のエネルギーミックスの原発比率 20~22%は原発依存への逆行である。
- ◇大量生産・大量消費を見直し、「拡大生産者責任」を明確にし、循環型社会へごみを出さないシステムを製造段階から確立することを盛り込むこと。

5、科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ◇女性や若手の研究者育成には、GDP（国内総生産）で欧米諸国の半分の水準となっている大学関係予算の抜本引き上げ、大学の自主的発展、十分な研究環境整備の推進が必要であることを盛り込むこと。この 10 年間、国立大学運営交付金が 1292 億円削減され、文科省が人文系の廃止を迫るなど、社会の知的基盤をおびやかすまでになっている。
- ◇すべての大学・研究機関で女性が研究活動を継続し実績をつみあげるうえでも、出産・子育ての条件整備のための特別の支援が必要であることを盛り込むこと。
- ◇女性研究者が論文発表などで不利益・不便をこうむり、強く要望されている「夫婦同姓を強制する現行民法の改正」を急ぐことを盛り込むこと。

II 安全・安心な暮らしの実現

6、生涯を通じた女性の健康支援

- ◇学校教育における性教育の位置づけを盛り込むこと。「素案」には性教育という言葉が欠落している。性の自己決定権を核心とする性的権利やリプロダクティブ・ヘルス/ライツにもとづく科

学的な性教育を幼少期から推進することが必要である。

- ◇地域の健康支援の拠点となる保健所の増設、婦人科健診の拡充を盛り込むこと。この 10 年間に全国の保健所の数は 571 から 490 に減少している。また、社会保険や国民健康保険による婦人科健診の個人負担も増えている。乳がん、子宮頸がんを含む 5 つのがん健診の女性の受診率は 3 ～4 割台、特に乳がん (23.8%)、子宮頸がん (24.5%) は、OECD 加盟国の中で最低レベルであり、非正規雇用の広がりや家計収入の減少により、健診の受診率の低下が懸念される (国民生活基礎調査)。すべての女性が費用の心配をすることなく毎年健診を受けることができるようにすべきである。
- ◇国の責任による妊娠出産にかかわる費用の負担軽減、周産期医療の拠点づくり、小児救急医療の拡充、子ども医療費無料の国の制度化を盛り込むこと。「妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制」と言うのなら、妊婦健診を国の責任で無料に、出産育児一時金も実際の出産費用にみあうよう拡充し、不妊治療への保険適用や治療費補助、治療のための休暇の保障などが必要である。また、医療制度改悪政策のもとで産科・小児科の医師や病院が減少し、自分の住む町で出産ができない、妊婦の受け入れ不可などの問題は依然として深刻となっている。医師の大幅増員や診療報酬の改善、病院の統廃合の中止も求められる。
- ◇人工妊娠中絶を刑罰の対象としている刑法堕胎罪の規定の撤廃を盛り込むこと。これは女性差別撤廃委員会からも勧告されている。人工中絶を受ける際、配偶者の同意を要件としている母体保護法 14 条の規定を削除も明記すること。すべての女性が性に関するあらゆる情報やサービスを受けられるようにすることが急がれる。

7、女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◇DV 法の周知徹底と支援体制の強化、さらなる改正で適用範囲の拡大などを盛り込むこと。「女性に対する暴力は犯罪であり、人権侵害」であることを、さまざまな手段で社会的にも周知徹底することが求められる。また、DV 法のさらなる改正で同居していない交際相手や元交際相手、同性カップルなど適用範囲のさらなる拡大と保護命令の迅速な発令が必要である。ストーカー問題も殺人事件が多発するなど深刻化している。被害者のためのホットラインや 24 時間相談支援センターや相談窓口正規相談員を増員しての設置、民間シェルターへの公的財政支援、被害者と子どもへの手厚い支援とともに、加害者のきびしい処罰と更生による再発防止の取り組みを強化する必要がある。
- ◇子どもが必要な相談・支援が受けられるように児童相談所の抜本的拡充を明記すること。
- ◇日本軍「慰安婦」問題の解決を盛り込むこと。日本軍「慰安婦」問題は解決済みではない。被害女性が高齢化するなか、日本軍「慰安婦」問題の解決は待ったなしである。政府は被害女性と国際社会の声を真摯に受け止め、事実認定にもとづく謝罪と賠償、教育による再発防止によって被害女性の尊厳と人権の回復を行なうとともに、歴史の事実を否定する言動にはきびしく対処すべきである。

8、貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ◇労働条件の抜本的改善策を盛り込むこと。女性労働者の 3 分の 1 が年収 114 万円未満、ワーキングプアとよばれる 200 万円以下が半数近くにのぼる。特に母子世帯の貧困率は 5 割を超えている。非正規雇用から正規雇用への転換、時給 1000 円以上へ最低賃金の引き上げ、男女の均等待遇など、雇用・労働政策の抜本的改善が必要である。
- ◇家族政策の抜本的な強化を盛り込むこと。2011 年、高校授業料無償化と子ども手当 (現児童手当) と引き換えに、所得税と住民税の年少扶養控除の廃止、16 歳～18 歳の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が次つぎ強行され、14 年にはひとり親家庭 (母子) の児童扶養手当が減額、高校

授業料無償化にも所得制限が導入された。貧困対策・少子化対策に逆行している。税の人的控除額の引き上げも必要である。

- ◇社会保障制度の改悪を中止し、安心して暮らせる制度への抜本的改善として、
 - 年金削減政策をやめ、最低保障年金制度を創設すること。女性の厚生年金受給額は男性の6割、基礎年金だけの受給者の多くは女性で3万～4万円台が最多である。しかも、年金は連続削減の上に、支給額を自動調整する「マクロ経済スライド」によって減額がおこなわれている。現役時代の男女や正規と非正規労働者を均等待遇、年金制度の改善策が求められる。
 - 生活保護制度を抜本的に改善すること。日本の捕捉率は約2割、利用率は国民全体の1.6%である。
 - 医療・介護制度を拡充すること。高すぎる国保料が払えず、深刻な受診遅れによる死亡事例も多数報告されている。高齢者の医療費負担を2割に引き上げ、低所得者への軽減措置の廃止、難病法成立のもとで重症患者の窓口負担ゼロの廃止や軽症者を医療費助成対象外とするなどの改悪などは容認できない。困難を抱えている女性こそ安心して、医療や介護を受けられるように国が責任をもって公的制度を拡充すること、とりわけ高齢者の負担をなくすために75歳以上の医療費無料化を国の制度にすることを求める。
- ◇2017年4月からの消費税増税計画を中止し、消費税の税率引き下げ、廃止を盛り込むこと。消費税自体、低所得者に負担が重い福祉に反する税制であり、憲法25条違反である。貧困を拡大するこうした政策はただちにやめるべきである。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

9、男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ◇選択的夫婦別姓制度導入、女性のみ再婚禁止期間廃止などの民法改正の実施を盛り込むこと。家族に関する法律について、最高裁の判決が予定されているから記述がないとは政府の意思が感じられない。憲法と女性差別撤廃条約にもとづくジェンダー平等実現のため、また、国際的な規範を遵守する立場から、民法改正の速やかな実施を明記すべきである。
- ◇所得税法第56条の廃止を盛り込むこと。所得税法第56条は、自営業者・農業者の配偶者や家族が事業から受ける報酬を事業の必要経費と認めないと定めており、家族従業女性の経済的自立を妨げる差別的法規である。
- ◇中立的な税制・社会保障制度・慣行への見直しでは、政府税制調査会論点整理等であげられている配偶者控除の廃止、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を一方向的に進めるべきではない。課税最低限度額を大幅に引き上げることなく、配偶者控除（及び配偶者手当）が廃止されれば、低所得者に対する増税策となる。同様に、最低賃金の引き上げ等賃金が上がらなければ、保険料の大幅負担増になる。年金の男女格差の解消についても、男女の賃金格差の解消、最低保障年金制度などが求められる。これらを踏まえた方針にすべきである。
- ◇育児・介護施策の拡充については民間への市場開放の方向ではなく、国の責任で推進することを明記すること。
- ◇女性差別撤廃条約選択議定書の批准、条約及び国連女性差別撤廃委員会からの勧告を政治家や国会議員、司法関係者、メディアなど幅広く周知し学校教育にも位置づけること。日本国憲法や女性差別撤廃条約にもとづく実効ある女性施策を進めるにふさわしい専任の閣僚や十分な人員と予算の配置などを通じて男女共同参画局を強化し、施策を進めることが必要である。

10、教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ◇男女共同参画社会を実現していくうえで重要なこととして、「性差の偏見の解消」や「男女平等

観の形成」「男性自身の意識改革」など意識だけの問題にせず、そのための具体的施策を提示すること。また「家族の日」「家族の週間」の設定は、子育て等に対して家庭のみに責任を課すことにもつながりかねず、やめるべきである。これに関連して3(2) 具体的な取組ア②に「家族や家庭生活の大切さなどについての指導を行なう」とあるが、母子・父子家庭などさまざまな形態の家族が増えている現状では特別に配慮すべき事項であると同時に、家庭責任だけが強調されるべきではない。

- ◇歴史の真実、日本軍「慰安婦」問題、戦争責任、ジェンダー平等の視点などを盛り込んだ教科書を学校教育で使用すると明記すること。
- ◇3(2) 具体的な取組のア②に家庭科も入っているが、減少の一途をたどっている小中高の家庭科授業時間数を増やし、専任教員の配置など、充実をはかると明記すべきである。
- ◇公共放送であるNHKの経営委員には男女共同参画推進の立場の人物を任命すると明記すること。
- ◇「表現の自由」の名のもとに、女性・女児の人権を侵害することは許されず、法的規制について盛り込むこと。駅売店やコンビニエンス・ストアで誰でも入手可能な夕刊紙、雑誌やコミック誌、テレビの深夜番組などに女性の人権を侵す性的・暴力的描写があふれている、インターネットや携帯電話を使ったポルノ画像送信やわいせつメール送信、「出会い系サイト」での買春斡旋も氾濫している等の現状は放置できない。
- ◇メディアとその意思決定の場への女性の参画目標達成のための具体的な施策を明記すること。性的役割分担意識のもとに制作される番組やCMが少なくない。社会的に大きな影響をもつメディアでは、制作者の側にたえずジェンダーの視点が求められる。

11、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ◇具体的な取組のイ②に「消防職員、警察官、自衛官等」とあるが、自衛官は削除すべきである。自衛隊は災害時等の人命救助など重要な役割を果たしているが、軍隊という側面も持ち合わせており、消防職員、警察官と同等に扱うべきではない。
- ◇2011年3月11日の東日本大震災後、復興への女性の参画について課題が明らかとなった。復旧・復興、被災者支援で女性が果たした役割を評価し、女性の参画をすすめ、ジェンダーの視点から、支援が必要な妊産婦、高齢者、障害者、子ども、外国人女性などの要望に対応できるシステムについて盛り込むこと。生業復興へ住まいや生活再建の支援を強化し、女性の就労、起業、職業訓練、保育や介護ケアなどの支援強化や女性や子どもへの暴力が増加したことを踏まえた対策について明記すること。
- ◇大地震や噴火対策、防災対策をすすめ、災害に強い町づくりのために女性の参画が高まるよう具体的な施策を盛り込むこと。日本も世界も火山や地震の活動期に入ったといわれる。緊急に十分な予算を計上し、監視・研究部門の大幅な拡充が求められる。

12、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ◇12のタイトル「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」は、「国際規範の順守と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」とすること。
- ◇<目標>に、唯一の被爆国であり戦争放棄をうたう憲法を持つ国として、「国連憲章、日本国憲法の平和原則に立ち、紛争や戦争の防止、核兵器廃絶と完全軍縮のために国際社会でイニシアチブをとる」ことを明記すること。
- ◇1のタイトル「女性差別撤廃条約等国際的な規範、国際会議等における議論への対応」は、「条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知」とし、条約締約国としての実施義務や国際会議で合意したことの実行主体としての責任を明確にすること。
- ◇1の具体的な取組も、女性差別撤廃条約の「積極的遵守」だけでなく「国内における実施強化」のた

めの施策の展開に努めることとし、「女性差別撤廃委員会の最終見解などの国内における実施に努め、施策の実施・評価・監視体制をさらに強化する」ことを盛り込むこと。

◇女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、「早期締結を実現する」と明記すること。

◇「国連安保理の女性・平和・安全保障に関する決議 1325 号、紛争下における性暴力防止に関する決議 1820 号及び関連諸決議の実行について、日本国憲法にもとづく具体化を検討する」ことを盛り込むこと。紛争下の性暴力防止について、「日本軍『慰安婦』問題を事実認定、謝罪と賠償、教育による再発防止を通じて解決する」ことを盛り込むこと。

IV 推進体制の整備・強化

◇ナショナル・マシンアリーを構成する男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議は、その任務と役割にふさわしく、日本国憲法や女性差別撤廃条約にもとづく実効ある女性施策を進める立場の閣僚やメンバーをすえ、事務局として日常の実務を担う男女共同参画局には十分な人員と予算を配置し体制を強化することを盛り込むこと。

この点で、現在首相を先頭に女性も含め閣僚の大半がバックラッシュを推進してきた極右の日本会議のメンバーであり、男女共同参画会議にもそのメンバーが入っていることは、ジェンダー平等の推進にとって深刻な事態である。

◇男女共同参画に関する施策はもとより、すべての政策の立案から実施までの全プロセスにジェンダーの視点を据え、ジェンダー予算・会計検査、各政策のジェンダーへの影響分析と評価などをとり入れ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図ることを明記すること。

◇男女共同参画会議は、女性差別撤廃条約及び女性差別撤廃委員会からの最終見解等の全面的な実施へ、各省に具体的対応の計画と実行状況の報告と、政府に対しとりくみの強化を求めることを明記すること。

◇男女共同参画に関する政策について、情報提供にとどまらず、各主体、とりわけ現場で活動する女性・市民団体からの意見や情報を広くとり入れる体制を強化することを盛り込むこと。

◇都道府県や市町村で進められている女性センターや男女共同参画センターの統廃合や名称変更などの動きは、男女共同参画の取組に逆行するものであり、すべきではないことを明記すること。